

第 2 章

政治教育における人間性と生きる力

- 1、政治教育における人間性育成
 - (1) 政治分野における人間性の問題
 - (2) 政治教育における人間性育成の視点
- 2、「生きる力」を育てる政治教育
 - (1) 「生きる力」の基本は何か
 - (2) 偏見がないと信じ込む偏見
 - (3) 自己愛から人間愛へ
 - (4) 憲法学習における人権意識の育成

この社会は、人間集団であり、政治教育も基本的に人間のあり方と社会との関わり方にある。政治教育の基礎を、人間性と生きる力という2つの視点から考察する。

1、政治教育における人間性育成

(1) 政治分野における人間性の問題

アメリカの社会科教育は、60年代の現代化の傾向から、70年代の人間化の傾向に移行した。⁽¹⁾ 日本でもこの影響を受け、本誌や学会でも採り上げられるようになって来た。⁽²⁾ それとともに、わが国における「人間化」は、高野尚好氏も指摘しているように、アメリカの人間化の主張をも導入しているが、わが国の特殊的地盤の上で再構築された概念と考えられる。⁽³⁾ アメリカの人間化は、発達した人類学を背景に、「社会における人間の行動」を総合的にカリキュラム化しようという方向が強く、その典型が小学校4年用社会科教科書「これが人間である」(This is Man)に見られる。⁽⁴⁾ 日本の場合は、新学習指導要領もここまでの改訂がなされていない。必然的に、従来の社会科カリキュラムに、部分的に“人間化”を導入しようと試みることになり、総合的な一貫性をもったカリキュラムの人間化がなされていないことになる。学習指導要領にどのような人間化がなされるかが、当面の最大の課題であろう。

人間化、あるいは人間性を考える場合、ブルーナーらも指摘する基本的命題、「人間とは何か」「人間の何が人間的なのか」「人間は如何にしたら、それ以上になり得るか」といった問題がある。政治に関していえば、「政治における人間性とは何か」「政治についての人間のあり方とは何か」などの基本的命題がある。言うまでもなく、これらの問いに対して単純明快な答えは出てこない。さまざまな面から、あらゆる手段を使って追い求めて行かなければならないものである。筆者は、特に考えさせられる2つの事件にぶつかった。まずこれを手掛りに論を進めたい。

1つはロッキード事件である。この事件に登場した幾多の人間群像を社会科教師としてどうとらえたらよいだろうか。首相という日本最高の地位の人が、その権力を利用して収賄をする、社会の模範たるべき社会のトップクラスの政府高官や企業の管理者が、汚職や偽証をする、元教員の社会党の議員までが恐喝事件を起こす、さらに起訴までされた政府高官を選挙区には貢献してきたと再立候補させようとする地元有権者など、まさに基本的な公民的資質に欠ける事例が続出している。社会科で単なる道徳的な人間像を押しつけるのは問題であるが、国民の政治不信を招くような不正が肯定されるようになってはならない。ロッキード事件は、政治における人間のあり方を改めて考えさせるだけでなく、社会科の教師として、これをどう教材化すべきかを考えさせてくれた。

筆者が考えさせられた第2の事件は、芥川賞の村上竜「限りなく透明に近いブルー」で

ある。事件とは言えないが、ともかくこの小説を読んで登場人物の行動や考え方に考えさせられた。もとより小説であって事実ではないとしても、麻薬、乱交、暴走、万引き、暴力など、やりたいことを衝動的にやり、世界観や価値観も持たずシラケきってその日その日を暮らしている若者たち、これまた公民的資質の欠けた社会集団である。朝日新聞の社説もこれを取り上げ次のように論じている。⁽⁴⁾「生きるということの意味はなにかを模索

する人たちとは、まったく 対照的な世界がそこにある。この若者たちはまるで異次元から来た生きもののようにさえおもわれる。この断絶の前には、いままでの人間の感情も言葉もことによるとまったく通用しないのではなからうか。この若者像は特殊で異常なものといえるだろう。しかしその心理や行動には、現代の多くの若者との共通項があるからこそ、よく読まれえいるのだろう。受験戦争のかけで無数の落ちこぼれ組をつくり出している学校と、生きがいのある仕事を与えてやれぬ社会とが、このような若者を生んだ土壌である。その土壌を変えていかないかぎり、異次元の若い異人種たちは今後ますますこの世に増え続けて行くことだろう。いまの教育も社会も、ついに、ものの美醜の区別すら若者たちに教えてやれなかった。そんな若者たちは明日、いったいどんな人間社会を営んでいこうとするのか。それはことによると、限りなく非人間的なものになりはしないだろうか。」

われわれは、こうした痛烈な反面教師の存在に、改めて「人間とは何か」「社会科で育成する人間性とは何か」を問い直す必要がある。ホッブスは、人間の本性を欲望としてとらえ、「万人の万人に対する闘争状態」を自然状態とした。ジョン・ロックは、人間の本性を理性ととらえ、個人の自由・独立を自然状態とした。そしてホッブスは絶対主義的國家を結論付け、ロックは民主國家の結論を導きだした。人間をどうとらえるかで社会への見方が変わる典型的な例である。社会科において人間をどうとらえるべきか。やはり何よりも教育という視点を忘れてはならないであろう。無気力、無感動、無関心といったシラケ人間を肯定するようでは教育的意味はない。人間が動物とは違って本来社会的存在であることをはっきり認識させ、衣食住すべてにわたって他人の恩恵を受けているのであり、生きている以上何らかの意味で社会に貢献する必要のあることを子ども一人一人に自覚させる必要がある。

朝日新聞の「天声人語」に、1927年に製作され、今回初めて日本で公開された「オール・ザ・キングスメン」という映画についての論評がなされていた。「貧しい百姓の家に生まれた一人のまじめな男が地方政界の汚職を鋭く追求してゆくうちに、政治の裏面を知り、やがて“必要なら悪魔とでも取引する”政治家に変身する。汚い金をばらまき、独裁的な州知事になってゆく主人公ウィリーの物語はB・クロフォードの名演技もあって妙になまなましい。ある意味では、その後のウォーターゲート事件を予告しているようで不気味だが、“泥にはおもしろい性質がある。だれにでもくつつく”といい、政敵の弱点を調べてあげてはおどす手口は、にほんの黒幕の常套手段でもある。」⁽⁶⁾中央の黒い霧事件やロッ

キード事件ばかりでなく、地方でも日本中が汚職であふれている。それでなくても、子どもの万引きなどが日常茶飯事になっている。子どもたちが悪事に不感症になったり、悪徳政治家を口実や言い訳にするようになってはおしまいである。マキャベリは、聖人君主ではない権力者としての現実的な君主のあり方を君主に説いたが、子どもに政治の裏面を現実として肯定して教えるのは教育的とは言えない。やはり正邪をはっきり判断し、正義を貫く勇気のある人間を育てる必要がある。

さらに「映画はまた“悪だけが善を生む”という強烈な信念をもった権力者に対抗する民衆の弱さを描いている。人々は、ウィリーの裏面を知らされず、“有権者のために戦う”と絶叫する言葉に酔い、州議会の知事弾劾の動きをデモデツプス。ウィリーが暗殺されても“それでも人々は彼を信じている”といわせている点にも製作者の民衆への絶望的な不信感がこめられている。ウィリーを滅ぼしたのは2発の銃弾だったが、“大統領の陰謀”をあばき、ニクソン退陣に追い込んだのは世論の力だった。そこにアメリカ民主主義の進歩をみるべきだろうか。それでは日本の民主主義にとって、ロッキード疑獄とは何であり、何でありつつあるのか。総選挙での選挙民の審判が、それにひとつの答えをだしてくれるだろう。」上からの権力、権威に弱いのは、日本人の伝統的な欠陥である。長く続いた封建体制が尾を引き、依然としてこうした政治的風土を形成している。田中元首相が、地元が決定的な利益をもたらしたのも、権力を利用するのに長じていたからであり、地元も田中を利用したのであった。理念だけでない民主主義を国民の中に定着させるためには、主権者意識を持ち、積極的に政治に参加する国民を育成する必要がある。直接的政治参加のほとんど唯一の機会である選挙に、二十代の有権者の約半数が棄権している現状を考えると、政治教育の必要性を痛感する。昭和23年「小学校社会科学習指導要領補説」は、「りっぱな公民的資質ということは、その目が社会的に開かれているということ以上のもを含んで在す。すなわち、そのほかに、人々の幸福に対して積極的な熱意をもち、本質的な関心をもっていることが肝要です。それは、政治的・社会的・経済的その他あらゆる不正に対して積極的に反発する心です。人間性および民主主義を信頼する心です。人類には、いろいろな問題を賢明な協力によって解決していく能力があるのだということを確認する心です。このような信念のみが公民的資質に推進力を与えるものです。」⁽⁷⁾と指摘している。この中で“特に不正に対して積極的に反発する心”という点は、その後の学習指導要領では見られない民主主義にとって重要な点である。しかし、反発するといっても、何が何故不正なのか、それに対してどう行動すればよいか、を理性的に判断できなくてはならない。そして、生命を尊重する心と人間にたいする愛情で裏付けられたものでなければならない。

(2) 政治教育における人間性育成の視点

この点については、二つの側面がある。第一は、政治教材そのものに人間性をどう盛り

込むか、ということであり、第二は、学習指導においてどう人間性を育成するかという問題である。特に小・中学校では、主たる政治学習がいずれも6年と3年という受験期の最高学年に組み込まれており、勢い学習が大きく歪められているのも無視できぬ問題である。吉本豊氏は、人間不在・生徒不在といわれる中学校社会科を取り巻く問題点として、①難解で大人サイドの社会科のねらい、②過密ダイヤで人間不在の社会科の指導、③たてまえ学習による知識の死蔵化、の3点をあげている。⁹⁾ これらが小6・中3の政治学習に集約的に現われているといえる。

「公民的分野の学習ほど、人間くさい、人間に関する中身の多いものは、他にないのではないのか。そのようにだれもが思っている。人間が生きている現実の社会について、人間自らの見る目を養い、その社会に対する人間のかかわり方が問われ続けていく。そのような学習の歩みに、人間不在ということはないはずである。それにもかかわらず、人間不在の学習になったり、人間の学習が強調されたりするのはどういうわけか。人間くさい、人間に関する中身の多い公民的分野の学習は、それゆえにかえって、人間不在になりがちなのかもしれない。これは切実な問題である。」 齊藤弘氏はこう問題提起されている。¹⁰⁾

この最大のポイントは、子ども自信が政治教材の中で、主体者としての自覚が持てないことにあると思う。例えば、小6の「政治の働き」についても、社会福祉や災害の教材で国民の生活に結びついたものとして教えられたとしても、果たして何パーセントの子どもが、自分との関係で政治の働きを理解しただろうか。まして、自分自身が政治にかかわるということは、ほとんど考えもしないのではないだろうか。憲法学習にしても、人権の尊重ということが、言葉でなく本当に自分の問題として体得させることができるだろうか。憲法に何が規定されているかという、知識の詰め込みに終始してしまうようなことはないだろうか。

こうした意味から、先に上げた人間性育成のための視点の二つの側面に共通するものとして、あくまでも学習者としての子どもを中心に置くということが指摘できる。教材についても、子どもの立場から発想して教材精選を行なうことが、子ども主体の学習につながっていく。例えば、小3の内容(1)では、「自分たちの地域の人々が、公民館、図書館などの公共施設を利用している様子及び地域の清掃や交通安全などの活動に参加している様子を観察したり調べたりして」と観察や調査から、地域の人々が、協力して生活の向上や住みよい環境づくりに努力していることに気付くようにしている。その上で、自分も地域社会の一員として協力できるようにすることが目標として示されている。このような目標を達成させるためには、何よりも観察だけでなく、両親を含めた地域の人々と地域活動を一緒に体験するのが最も良い方法である。最近では地域で一斉に清掃活動をしたりする機会自体が非常に少なくなっている。公園、児童館、図書館など、単に利用するだけでなく、清掃などの管理についても子どもを参加させるよう地域学習の一貫として取り組ませるようすべきである。昭和22年版学習指導要領も「常に成人が必要と思うもの

を生徒に説明し、これをまるおぼえさせることによって成立しないのである。生徒は自分たちの生活の具体的問題に直面し、その解決に向かって種々の活動を営むのであるが、その活動によって生ずる社会的経験こそ、生徒たちの真の知識となり、能力や態度を形成するものとなるのである。」と述べている。⁽¹⁾したがって、人間性の育成は、単に観念的・概念的な学習でなく、できるだけ実践的・経験的なものでなければならない。この点がこれまでの社会科教育に最も欠けていたのではないだろうか。

では、政治教育における人間性育成の視点を私の考えとして最後にまとめておこう。先ず政治教材を人間性育成の面で見つめる視点として、

1、子どもを主体に、下から教材を再編成する。子どもの自己愛や自己中心的な考え方を大事にし、それを他人の立場や社会的存在の自覚の中に発展させ、人間愛、人権意識、主権者意識、住民意識などに止揚させる。

2、法律、制度、行政機構などの教材も、子ども自身や人間とどうかかわり合っているかを感得させるよう扱う。

3、社会的存在としての自覚から、さらに一步進めて、積極的にどう行動すべきか、どのような態度をとるべきかを考えさせる教材—できれば具体的体験をもたらすようなものが望ましい。

4、意志決定や価値判断ができる能力を育て、正しいことを行なう勇気をもつようになるような教材—例えば、公害や汚職などの具体的な事件を教材とする場合は、単に当事者を批判的に扱うのではなく、その原因、背景、そうした事件を今後起こさないようにするにはどうしたらよいか、など子どもたち自身の問題として建設的に考えさせることが必要である。

5、差別、偏見をなくし、誰もが同じ人間であるという人間愛を持ち、国際理解にまで発展させるような教材。

次に学習指導における人間性育成の視点であるが、

1、政治や法律は、子どもたちにも直接かかわりのあるものだという点を認識させ、政治学習に興味、関心、さらに学ぶ喜びを感じさせるようにする。

2、問題点をどうしたらよいか、自分ならどうするか、といった問題提起で考えさせる。例えば、二十代の有権者の約半数が選挙の時棄権しているという問題など、何故だろう、自分ならどうするか、棄権はよいことか、自分たちで選挙の時できることはないか、といった問題を考えさせる。

3、子どもたちの結論で実行できることは、具体的な行動としてやらせるようにし、その結果を報告させる。

社会の中で生きがいを感じて生きて行ける人間を育てること、それが社会科教師の大きな目標である。子どもたちに、かけがいのない自分の生命と人生の大切さを自覚させ、他の人も同じようかけがいのない生命と人生を持っていることを認識させ、「生きる力」と「思いやりの心」を身につけさせることが、何よりも大切なことである。

2、「生きる力」を育てる政治教育

(1)「生きる力」の基本は何か

21世紀の教育のあり方を審議している第15期中央教育審議会は、今後の教育の基本方向を「子供の生きる力をはぐくみ、ゆとりを確保する教育」として打ち出した。最近いじめによる子供の自殺が相次ぎ、オウム真理教によるサリン事件など殺人事件も増加している。人間の生命が粗末にされるようでは、社会が成り立っていかない。子ども自身に「生きる力」をつけさせるだけでなく、かけがいのない人間の生命の尊さを認識させ、卑劣ないじめや差別を根絶させる教育を進めていかななくてはならない。

中教審は、「これからの社会は、変化の激しい、先行き不透明な、厳しい時代であり、人々がゆとりと心の豊かさを一層求める時代となる。子供たちに必要なのは、いかに社会が変化しようと、自ら学び、考え、問題を解決する資質や能力であり、他人と協調し、思いやる心と考えた。こうした資質や能力を「生きる力」と称し、これをはぐくむため、「ゆとり」が重要である。」と「今後における教育の在り方」を論じている。私は、この「生きる力」の基本を、子供が本能的に持っている「自己中心主義」、すなわち自己愛に置き、それを元に自分と同じ人間として他の人を意識させる教育を進めるべきだと考える。人間が生きていくには、最後に頼れるのは自分一人しかいないことを、どう自覚させるかが課題である。自分が一人で生きるには、社会についての知識が必要であるし、行動するための判断力が不可欠である。将来の大人の社会は、親も頼れない自分一人の戦いになるということを実は先ず認識させることが出発点である。その上で、この社会は人間が集まって生活しているのだから、他人の助けがなければ生きて行けないことを理解させることになる。

現在いじめが学校現場の深刻な問題になっている。一人の無抵抗な人間を、集団でいじめるのが、典型的ないじめである。これは正に人権侵害であり、いじめられている人を単純に「生きる力」で問題解決しようとしても無理である。非は明らかにいじめ側であり、いじめられる側に非は全くない。このことを教師は先ず認識しなければならない。いじめの原因は、些細な他の人と違うということが少なくない。勉強が出来る、あるいは出来ない、動作が鈍い、家庭が裕福、あるいは貧乏、など。こうした偏見や差別が、陰湿ないじめに繋がり、深刻な人権侵害となる。それこそ生きる力の弱い子供だけに、受ける打撃は計り知れぬ程大きい。

こうした意味で、「生きる力」を育成する教育の基本に人権教育を置かなければならない。「生きる力」の教育は、子供たち一人一人が人間としての自分の存在が、かけがいのないものだということを発見することから始まる。親から受け継いだ自分の生命は、親の願いを託されて生きている。そのことを自覚させ、自分の未来が大きな可能性を持ち、親の期待を背負っていることを教える必要がある。親が勝手に生んだといった考えは、大き

な間違いだということを感じさせよう。そして、生きる権利をだれもが持っていることを考えさせよう。

(2) 偏見がないと信じ込む偏見

「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ尊厳と権利とについて平等である。」(世界人権宣言第1条)ー今日誰でもこの言葉を当然の真理として受け入れている。誰をも差別していないし、誰に対しても偏見を持たない。一般にこう信じている。しかし、実際には、能力のない者、経済力のない者、あるいは異民族などに、無意識的な偏見を抱えていることが多い。時にそれが表面化して大きな事件を引き起こす。「なにっ、このアイヌ」という一言でかつとなり、相手をナイフで刺殺したトビ職人が、第2審の東京高裁で減刑された。裁判長がこの言葉を犯罪の動機だったと認めた結果である。もとより殺人という犯罪行為を認めるわけではないが、不用意な言葉が、殺人の引き金になってしまった例である。差別や偏見の意識はなくても、他人を傷つける言葉を発することは少なくない。朝日新聞の「天声人語」は、こうした危険性について、「だれでも自分は偏見がないと思い、そういう。偏見がないと信じ込む偏見、独断ではないと思い込む独断ほど、その病は重い。」と指摘している。⁽¹²⁾ 独立宣言で「われわれは、自明の真理として、すべての人は平等に造られ、造物主によって、一定の奪いがたい天賦の権利を賦与され、そのなかに、生命・自由および幸福追求の権利の含まれていることを信じる。」と高らかに宣言したアメリカですら今尚黒人などマイノリティへの人種差別問題が残されている。こうした問題は、単に言葉だけで理解しても、本当に分かったことにはならない。真に同じ人間という知的理解と愛情が必要である。それには小さい子供の時から、他人の権利を尊重し、その立場を理解し、誰とでも付き合える子供を育成しなければならない。その意味で公民的資質の基礎は、人権意識にあり、小学校の社会科学習の初めから、人権学習は始まることを先ず強調しておきたい。⁽¹³⁾ 6年の憲法学習で、知識として基本的人権を学習したとしても、決して身につくものではない。

(3) 自己愛から人間愛へ

人権学習が、小学校の初めから始めるといっても、憲法の人権学習をいきなりするといふのではない。先ず、集団の中で生きるということがどういうことかを自覚させ、そのための知識や態度を育成させなければならない。低学年の子供は、何とんでも自己中心的である。こうした子供に、言葉としての社会の中での在り方などを教え込もうとしても無理がある。自己の体験を契機として「わが身をつねって、他人の痛さを知れ」式の教育をする必要がある。「小学校社会指導資料Ⅰ」は、児童の関心を集める身近に起こる出来事として、自分の欲求が阻止されたり、他人と意見が対立したりして生ずる事態一いゆる

「けんか」とか、大人から受ける注意、叱責などを挙げているが、⁽¹⁴⁾ 子供同士の「けんか」などを思い切って教材として取り上げ、その原因や問題解決の方法など、社会科の授業として子供に話し合いさせるなど、その時と場合により、適切な生きた教材になると思う。こうした生活の中で、子供に基本的な人権意識を育てることが肝要である。その意味で、先ず、自分に自分で問い返せる子供を育てたいと私は考える。兎に角低学年では、積極的に手を挙げ、発言することが、先生からも推奨される傾向にある。先の「指導資料Ⅰ」も集団生活に自主的に参加できるための基礎的能力として、「自分の考えや希望を素直に表現できる」「人の意見やことばも受け入れることができる」「協力して仕事ができる」「集団のきまりが守れる」の4つが挙げられている。⁽¹⁵⁾ 私は、同時に自己の発言や行為について、その前後に予想と反省をする能力の育成を強調したい。こうした態度の育成が、これまでの小学校低学年の教育に欠けていたのではないかという気がする。それが、権利ばかりを主張し、それに伴う責任は回避しようとする人間を多くしているのではないだろうか。欧米を旅行して特に強く感ずるのは、小さな子供に至るまで、「ごめんなさい」と「ありがとう」が、いつも反射的に口をついて出るように訓練されているということである。これは、主として家庭のしつけの問題であろうが、直ぐけんか腰になる日本人と比較し、先ず言葉で謝る欧米人とは、社会性の面でも大きな差があると思う。こうした点も、人権問題以前の社会生活における基本的な問題であり、自己の言動に責任を持つ基礎的な訓練といえる。

自分のしたいことをし、言いたいことをいうためには、他人にも同じことを認めなければならないことを認識させ、そこに限界があることを理解させる必要がある。差別をしないことを教える場合も、同時に、弱い者をいたわる心を教えなければならない。どんなものの生命も、人間と同じように大事にする子供、自然を大切にする子供、公共のものをだいじにする子供、低学年では、このような子供を育てることが、人間愛を持った人権意識の育成につながっている。

(4) 憲法学習における人権意識の育成

人権学習が、学校教育全体を通じて追求されることは、前節に述べた通りである。特に子供の場合は、「単に成人が必要と思うものを生徒に説明し、これをまるおぼえさせることによって成立しないのである。生徒は自分たちの生活の具体的問題に直面し、その解決に向かって種々の活動を営むのであるが、その活動によって生ずる社会的経験こそ、生徒たちの真の知識となり、能力や態度を形成するものとなるのである」(昭和22年版学習指導要領より)⁽¹⁶⁾ したがって、人権意識の育成は、観念的、概念的な学習ではなく、できるだけ実践的・経験的なものでなければならない。アメリカの教科書は、世界各地の状況写真を実に豊富に活用している。こうしてできるだけ民族的偏見をなくし、国際理解を視覚の面から進めようとしている。

言うまでもなく、学校教育における人権学習の中心は、小学校社会科6年、中学校公民、高校公民科の憲法学習にある。しかし、基本的人権を、言葉や知識として理解させただけでは、本当の人権学習にならない。平等にしても、偏見や差別をもたない人間、弱者に思いやりを持つ人間、現実の不平等を正そうとする人間、こうした人間を育てるのが目標となる。精神薄弱児の養護学校の設置に反対する事件があったが、ある新聞への投書はこう訴えている。「この種の痛ましい事件を根絶やしにするには、日本人の心の中に革命を起こさせて、自分の、あるいは地域の損得だけにこだわらず、他人の心の痛みを敏感に感じるようにしなければ、成功しないだろうと思うのです」⁽¹⁷⁾の“他人の心の痛みを感じる心”を持つ人間こそ、人権意識を持った人と言えるだろう。筆者は、人権学習の根本が、こうした心を育てること、真の人間愛に目覚めさせること、基本的人権の精神を学び取ることにあると思う。それを身につけることが、「生きる力」に繋がるのである。自己愛から普遍的な人間愛へ、それがこの社会で生きるための基礎になる。昨今のいじめでは、それを知っていてもかかわりたくないということで、見て見ぬ振りをするのが一般的になってしまっている。これがいじめをなくせない大きな要因の一つである。子供の世界から、勇気と正義感が喪失してしまったのである。「生きる力」は、決して要領よく生きるということではないはずである。村井実氏は、人間の権利を、先ず「生きる権利」と「殺す権利」に分けて問題提起されている。⁽¹⁸⁾権利にも二面性があるという逆転の発想である。一般的な自由権、平等権などの教科書的な権利の分類ばかりでなく、時にはこうした人間の権利をいろいろな面から子供たちに考えさせ、それらが本当の人間の権利といえるかどうかを考えさせるといったことも一つの発想といえる。そして権利には責任・義務が伴うことを納得させる必要がある。特に「自由」とは何かということ、歴史的、そして現実的にはっきり認識させなければならない。参政権や生存権にしても、それらを獲得するために先人たちがどのような努力と戦いをしてきたかを理解させ、今日私たちが当然の権利としていることが、いかに貴重な権利であるか納得させなければならない。そして、これらの基本的人権が、私たちの「生きる力」のもとになっていることを認識させ、自分の人生においても、人権に基盤を置いて生きることの必要性をしっかりと認識させるようにしなければならない。「生きる力」の育成は、人権教育からということが出来よう。

注

(1) ブルーナーの「新しい社会科」(New Social Studies), EDCの「人間——一つの学習のコース」(Man-A Course of Study, MACOS)などを契機としてカリキュラムの人間化が志向された。西谷稔「アメリカ社会科最近の動向」『社会科教育研究』26号、元木健「人間の学習としての社会科の構想」『社会科教育』39号など参照のこと。

(2) 『社会科教育』111号、特集「人間を軸にした社会科学習を考える」、同139号特集「人間の学習と新しい社会科の構想」など参照。

- (3) 高野尚好「人間の学習を進める上での基本的視点」『社会科教育』139号、p.39.
- (4) この教科書の内容については、大野連太郎氏が、『社会科探求学習の授業』中教出版、で紹介されている。日本の社会科を見直す上からも、筆者はこの教科書を参考にして欲しいと思う。
- (5) 朝日新聞 1976年9月25日付「社説」。
- (6) 朝日新聞 1976年10月1日付「天声人語」。
- (7) この1948年の『小学校社会科学習指導要領補説』は、1947年版に追加して出されたもので、戦後の社会科の原点であり、アメリカの影響が強いとはいえ、その後の学習指導要領と違った純粹さがあり社会科のあり方を再考するのに参考になる点が多い。
- (8) 阪上順夫「何を人権学習の基本にすえるか—自己愛・人間愛・人権意識の発展を」『社会科教育』124号、参照。
- (9) 吉本豊「人間の学習と中学校社会科指導の検討」『社会科教育』139号 (
- 10) 齊藤弘「人間の学習としての公民教材」『社会科教育』139号
- (11) 1947年版学習指導要領、阪上順夫『社会科における政治教育』明治図書、1973、p.20. 参照。
- (12) 1974年6月29日付朝日新聞
- (13) 阪上順夫編著『社会科における政治教育』明治図書、p.34以下参照されたし。
- (14) 『小学校社会指導資料Ⅰ』文部省、p.18.
- (15) 前掲書 p.19.
- (16) 阪上順夫 前掲書 pp.36-37.
- (17) 村井実『人間の権利』講談社、現代新書、p.100 以下。
- (18) 『社会科教育』81号、特集「憲法学習の基本をどうおさえるか」参照のこと。